

粗大ごみの休日特別受け入れ



粗大ごみの
休日特別受け入れ

岡住民課住民班 ☎78-3113 (内111)

粗大ごみは可燃粗大ごみ（木製家具、布団など）と不燃粗大ごみ（ストーブ、掃除機など）に分別をお願いします。

▶日時 **4/7(日) 9:00~12:00**

▶場所 津奈木町ごみ処理場

▶その他 粗大ごみは平日（水曜日、祝日、年末年始を除く）も受け入れています。

▶料金表 おつりのいらないようにお願いします。

区分	基本額	加算額
可燃粗大ごみ	300 円	30kgを超えるときは、10kgごとに100円加算
不燃粗大ごみ	500 円	50kgを超えるときは、10kgごとに100円加算
指定粗大ごみ（自転車など）	700 円 (1台)	

森林環境税の課税開始



令和6年度から森林
環境税の課税が開始

岡住民課税務班 ☎78-3113 (内115)

令和6年度から森林環境税の課税が開始されます。森林環境税は国税ですが、森林環境譲与税として町へ交付されます。東日本大震災から引き上げられていた住民税均等割の特例措置（町500円/県500円）が終了するため、**これまでと均等割の総額は変わりません。**

税目		令和5年度	令和6年度
森林環境税		—	1,000円
個人町民税均等割	町民税	3,500円	3,000円
	県民税	2,000円	1,500円
合計		5,500円	5,500円

津奈木町低所得世帯支援給付金



低所得世帯へ
10万円を給付

岡住民課住民班 ☎78-3113 (内114)

物価高騰により、家計への負担が大きい住民税均等割のみ課税世帯へ1世帯あたり10万円を支給します。

▶対象 R5.12/1時点で本町に住民票があり、R5年度住民税均等割のみの世帯・均等割のみ課税者が均等割が課税されていない人のみの世帯

▶申込

【ピンクの用紙が届いた人】

申込書記載の振込口座以外の口座に振り込みを希望するときは届出書と必要書類を提出

【白色・青色の用紙が届いた人】

必要事項を記入しその他必要書類と合わせて提出

▶申込先 住民課

▶期限 3/15(金)

死亡後の年金手続き



国民年金受給者・加入者が亡くなったら

岡住民課住民班 ☎78-3113 (内112)

国民年金被保険者や年金受給者が亡くなったら、手続きが必要です。手続き内容は、亡くなった人の年金加入・納付記録や家族構成などで異なります。必要書類など詳しくは年金事務所や住民課住民班で案内しています。

主な手続き(全ての人が対象ではありません)

▶亡くなった人が国民年金被保険者

死亡一時金・寡婦年金・遺族基礎(厚生)年金

▶亡くなった人が年金受給者

未支給年金・遺族基礎(厚生)年金

出張年金相談の案内

○3/14(木)・28(木) 水俣市総合もやい直しセンター

○3/15(金) 芦北町役場

【時間】(水俣) 10:00~15:00(芦北) 9:30~16:00

相談方法(事前に電話予約)

○八代年金事務所出張相談予約窓口

☎0965-35-6123 (平日8:30~17:15)

令和6年度軽自動車税の税額を お知らせします

問い合わせ 住民課税務班 ☎78-3113 (内116)

■軽自動車税(種別割)

車種区分			税額（年額）		経年重課の税額（年額）
			初度検査が 平成 27 年 3 月以前	初度検査が 平成 27 年 4 月以降	初度検査後 13 年以上経過
四輪	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円

※初度検査(新車購入時に最初にナンバーを取得するための検査)の日は、自動車検査証に記入されています。

■「グリーン化特例(軽課)」の見直し

三輪・四輪の軽自動車の「グリーン化特例(軽課)」は特例の対象車や基準を見直し、適用期限が延長されています。令和6年度は「初度検査年月」がR5.4/1~R6.3/31の車が対象となり、1年間に限り、税額の負担が軽減されます。

車種区分			本来の税額 (年間)	税額（年額）		
				(A) 75%軽減	(B) 50%軽減	(C) 25%軽減
四輪	乗用	自家用	10,800 円	2,700 円	－	－
		営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物	自家用	5,000 円	1,300 円	－	－
		営業用	3,800 円	1,000 円	－	－
三輪			3,900 円	1,000 円	2,000 円(乗用営業用)	3,000 円(乗用営業用)

(A) 電気自動車・天然ガス自動車：平成21年排出ガス規制10%以上低減か平成30年度排出ガス規制適合車

(B) 乗用(営業用)：平成17年度排出ガス基準75%低減達成車(以下、「★★★★」)かつ令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車

(C) 乗用(営業用)：★★★★かつ令和2年度燃費基準達成かつ

令和12年度燃費基準70%達成車

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記入されています。

■原動機付自転車、二輪の軽自動車など

車種区分		税額（年額）
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超 ~90cc 以下	2,000 円
	90cc 超 ~125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
二輪の軽自動車	125cc 超 ~250cc 以下	3,600 円
二輪の小型自動車	250cc 超	6,000 円
小型特殊自動車	農業作業用（トラクターなど）	2,400 円
	その他（フォークリフトなど）	5,900 円

廃車の手続きは お済みですか？

原動付自転車や軽自動車などに対する軽自動車税種別割は、毎年4/1現在で車両を所有(登録)している人に課税されます。4/2以降に廃車や名義変更をしても月割り課税の制度はないため、その年度分の税金を納めてもらう必要があります。

車両を譲渡や廃車した場合には、4/1までに手続きをしてください。